

緑

をつくる

民有地緑化助成制度

緑あふれる魅力的なまちづくり
のため、優良な民有地緑化に
助成します



1) 対象区域

豊橋市の市街化区域内

2) 対象規模

緑化面積：50㎡以上、生垣設置：延長 15m以上

- ・緑化面積の算出は、都市緑地法施行規則第9条第1項第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

3) 受付期間

令和2年4月1日より

＊予算に達した時点で受付を終了します。

4) 対象内容

- ・市の定めた優良な評価項目を満たし、来年3月15日までに完了する着手前の緑化工事（屋上緑化・壁面緑化・空地緑化（庭などの緑化）・駐車場緑化・生垣設置）。
- ・対象費用は、「植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材、防根層含む）、灌水施設に係る費用、表示板の設置に係る費用」。

5) 対象条件

以下の評価項目を1つ以上満たすこと。

屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	1. 公開性があること 2. 緑化重点地区内であること 3. 緑化面積が 500 ㎡以上であること 4. 中高木の緑化面積が緑化面積全体に対して 25%以上であること 5. 敷地面積のうち緑化面積の割合である緑化率が 20%以上であること
生垣設置	1. 生垣設置の接道延長が3m以上であること及び1m当たり 2 本以上の植栽間隔であること

＊ 公開性とは①緑化施設が一般に開放されていること②緑化施設が接道から 60%以上見ることができることのいずれかをいう。

6) 助成金交付額

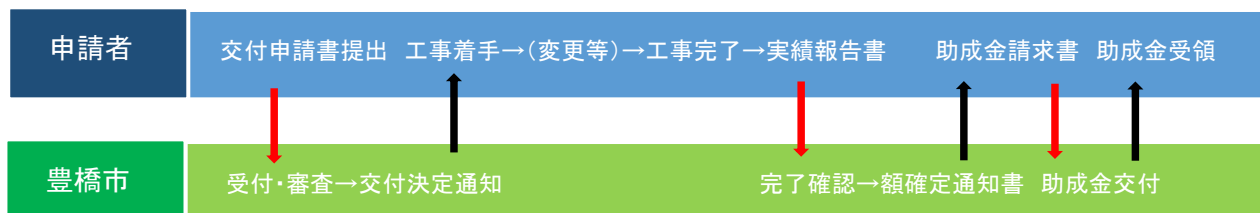
屋上・壁面・空地・駐車場緑化の場合 10万円≦助成金交付額≦200万円

生垣の場合 3万円≦助成金交付額≦200万円

交付率 1/2

屋上緑化、壁面緑化、3万円/㎡まで 空地緑化の場合、1.5万円/㎡

駐車場緑化の場合、2万円/㎡まで 生垣設置の場合、5千円/mまで

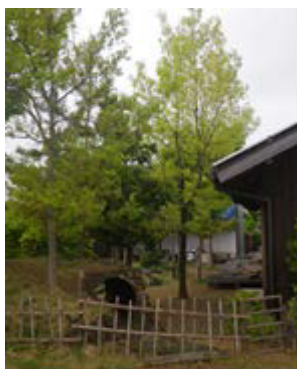


7) 助成の流れ

交付申請	実績報告
- 事業計画書 - 事業に係る図面 - 維持管理誓約書 - 公図・登記簿	- 事業報告書 - 写真
- 事業費内訳明細書 - 現況写真 - 市税の完納を証する納税証明書 - 事業費を証明する書類など	- 事業に係る図面 - 事業費用支払い領収書の写しなど

8) 事例

個人宅の緑化事例



屋上緑化の事例



9) 留意事項

- ・緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業には、助成できません。
- ・管理放棄や撤去などは助成金の返還を求める場合があります。
- ・申請に当り、関係法令等を遵守した上で申請してください。
- ・本助成金は、所得税法上「一時所得」として取り扱われる場合がありますので、税務署にてご確認ください。
- ・この事業はあいち森と緑づくり税を活用しています。
- ・その他、他の助成金を受ける場合の取扱いなど詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ先	豊橋市役所公園緑地課
	〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
	TEL: 0532-51-2654
	fax: 0532-56-1230
	Mail: koenryokuchi@city.toyohashi.lg.jp